

乙訓福祉施設事務組合人事行政の運営等の状況

本組合における人事行政の公平性、透明性を高めるため、「乙訓福祉施設事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任免・給与・勤務条件・サービスの状況などを公表します。

1、職員の任免および職員数に関する状況

1 職員の採用・退職

(平成24年4月2日から平成25年4月1日)

区分	退職(人)	採用(人)
事務職	1	1
指導員	1	2
相談員		1
合計	2	4

2 退職事由

(平成24年4月2日から平成25年3月31日)

区分	定年	勧奨	普通	その他 出向など	合計
人数(人)	0	0	2	0	2

3 再任用の状況

(平成24年4月1日から平成25年4月1日)

区分	人数(人)
平成24年4月1日在職者数	1
平成25年4月1日在職者数	0

4 年齢別職員数(平成25年4月1日)

年齢	20歳 未満	20歳～ 23歳	24歳～ 27歳	28歳～ 31歳	32歳～ 35歳	36歳～ 39歳
職員数(人)	0	2	5	6	2	3
年齢	40歳～ 43歳	44歳～ 47歳	48歳～ 51歳	52歳～ 55歳	56歳～ 59歳	合計
職員数(人)	2	0	3	5	2	30

5 職員数の推移

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	過去5年間の 増減数(率)
職員数(人)	27	26	26	27	27	29	2 (7.4%)

6 級別職員数の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主査 主事	係長 総括主査 主任	課長補佐 施設長補佐	次長 課長 施設長 主幹	局長	
職員数	0	6	9	6	5	3	1	30
構成比 (%)	0	20.0	30.0	20.0	16.7	10.0	3.3	100

(注)一般職の職員数です。

2、職員の給与等のあらまし

組合職員の給与は、国家公務員に準じ「条例」に基づき支給されています。
 なお、ここでお知らせする給与などは、税金や社会保険料を控除する前の額で、手取り額ではありません。

1 職員給与の状況

(平成24年度決算)

(注)

1 職員数は、24年4月1日現在の人数(再任用職員を含む)にかかる金額です。

2 職員手当には、退職手当、児童手当を含みません。

職員数(A)	給与費				一人当たりの給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	(B/A)
28人	100,752千円	30,303千円	38,082千円	169,137千円	6,040千円

2 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

(平成25年4月1日現在)

一般行政職	平均給料月額	平均年齢
	298,730	38歳

3 職員の初任給の状況

(平成25年4月1日現在)

区分		組合	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円
	高校卒	144,500円	140,100円

4 職員手当の状況

(平成25年4月1日現在)

区分	内容	
扶養手当	○配偶者	13,000円
	○配偶者以外の扶養親族	6,500円
扶養手当	○配偶者がいない場合1人目	11,000円
	○満16歳年度初めから満22歳年度末までの子	1人につき5,000円加算
	国の制度と異なる内容 (なし)	
住居手当	○借家 ・家賃12,000円を超える者に支給(限度額27,000円)	
	○持家 ・世帯主職員 1,300円	
	国の制度と異なる内容	持家

通勤手当	○交通機関利用者			全額支給
	・ 運賃額 55,000円以下		55,000円を超える	限度額 55,000円
通勤手当	○交通用具使用者			
	・ 2km以上4km未満		4,000円	
	・ 4km以上		2km増すごとに900円加算	限度額 24,500円
	国の制度と異なる内容		交通用具使用者	
地域手当	支給対象地域			全 域
	支給率			6%
	支給対象職員			30人
	国の制度			—————
	支給対象職員1人あたり平均支給年額 (24年度決算)			205,215 円
特殊勤務手当	区 分			全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合			0%
	支給職員1人あたり支給年額			0円
	手当の種類			なし
超過勤務手当	24年度	支給総額(決算)		3,220 千円
		職員1人あたり平均支給年額		107 千円
	23年度	支給総額(決算)		2,500 千円
		職員1人あたり平均支給年額		92 千円
区分	組 合			国
期末手当 勤勉手当	24年度	期末手当	勤勉手当	組合と同じ
	6月期	1.225 月分	0.675 月分	
	12月期	1.375 月分	0.675 月分	
	計	2.6 月分	1.35 月分	
	役職上の段階、職務の級等による加算措置 有			

区分	組 合			国
退職手当	支給率	自己都合	勸奨・定年	自己都合・勸奨・定年
	勤続20年	23. 03月分	28. 7875月分	組合と同じ
	勤続25年	32. 83月分	36. 6275月分	
	勤続35年	46. 55月分	55. 86月分	
	最高限度額	55. 86月分	55. 86月分	
	その他の 加算措置	定年前早期退職者特例措置 2~20%加算		

(注) 1 退職手当の支給に関しては、本組合を含む7市11町村13一部事務組合(平成25年4月1日現在)で組織する「京都市市町村職員退職手当組合」に加入しています。

2 「勸奨」とは、定年退職(60歳)前の高齢職員に対し、職員の新陳代謝の促進や人事の刷新を図るため、退職手当の割増をして退職を促すものです。

5 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		給料月額等
給料	管 理 者	11,000 円
	副 管 理 者	9,000 円
報酬	議 長	10,000 円
	副 議 長	8,000 円
	議 員	7,000 円

3、職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 (平成24年度)

1 職員の勤務時間(標準的なもの)

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分～ 午後5時15分	午後0時～ 午後1時

2 年次有給休暇の取得状況

区分	日数(日)	取得率(パーセント)
年間平均取得日数	10.1	27.2

(注)平成24年中の全期間在職した一般職員の状況です。取得率を算出するための付与日数には繰越分を含めています。

4、職員の分限及び懲戒処分の状況(平成23年度)

1 分限処分の状況

該当ありません。

2 懲戒処分の状況

該当ありません。

5、職員のサービスの状況

地方公務員は、地方公務員法において、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念することとされており、法令等遵守義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、政治行為の制限、営利企業等への従事制限などの義務が課されているところです。

本組合においては、これらのサービス規律の確保を徹底するため、毎年、依命通達などにより綱紀の保持および公務員倫理の確立を図っています。

6、研修の状況(平成24年度)

地方公務員法は、公務能率の増進の観点から、職員に対して研修を受ける機会を与えることを任命権者に義務付けています。乙訓福祉施設事務組合においては以下のとおり研修を実施しました。

研 修 名	日数	受研者数
新任係長研修	2日	2人
課長研修	1日	1人
実践！危機管理	1日	1人
エクセル基礎	1日	1人
エクセル応用	1日	1人
市町村新規採用職員研修	2日	2人
出納事務の合理的運用実務	2日	1人
問題解決のための論理と発想	1日	1人
健康な職場をつくるメンタルヘルス・ケア	1日	1人
市町村トップセミナー	1日	1人
アメニティーフォーラム17	3日	11人

上記総務課扱いの他に、乙訓若竹苑関係14、介護障害審査課関係11、乙訓ポニーの学校関係20、障がい者相談支援課関係5の内部研修及び派遣研修を実施しました。

7、職員の福祉および利益の保護の状況(平成24年度)

1 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況

健康診断の種類	受診者数(人)
職員定期健康診断・人間ドック (※常勤全職員及び非常勤職員の一部対象)	40
特殊健康診断(指導員対象)	17

2 公務災害の状況

通勤災害(件)	公務災害(件)
0	0

3 職員の福利厚生事業

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の保健、元氣回復その他厚生に関する計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています。本組合では、組合独自の職員互助会を設置し、職員の互助共済並びに相互の親睦と福利増進を図っています。また、財団法人京都府市町村職員厚生会に加入することにより、スケールメリットを生かした文化・スポーツ・レクリエーション活動等へ参加し、職員の元氣回復を図り公務能率の向上に努めています。

4 公平委員会に関する事項

勤務条件に関する職員からの措置の要求 …… 0件

不利益処分に関する職員からの不服申し立て … 0件